

# 令和6年度医療施設等施設整備費補助金（有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業）に係る国庫補助事業計画の作成要領

- 事業計画書は、現時点での交付要綱に基づき作成してください。なお、単価改正等で事業計画書の修正をお願いする場合があります。
- 事業計画書を提出することによって、補助事業の採択が約束されるものではありません。
- 消防法施行令の改正によって、スプリンクラー等の設置義務が新たに生じた医療施設については、令和7年6月30日までに設置することとされていますので計画的に整備を進めてください。
- 国の補助制度は、令和7年度以降、廃止される可能性があります。

## 1 提出書類

### (1) 事業計画書

記載例、Q & Aを参考にし、以下の様式を作成すること。

- ・様式2（個別計画書）
- ・様式3（施設面積内訳）

### (2) 添付書類

図面（カラー）、見積書、その他参考となる資料

## 2 作成上の注意点

- (1) 事業計画書の注意書きについては、それに従うこと。
- (2) 事業計画策定にあたっては、関係法令、実施要綱及び交付要綱等を遵守し、疑問点については担当保健所企画課又は県庁医療対策課へ事前に協議すること。
- (3) 施設整備にあたり財産処分を要するものについては、原則として返還が生じることから、「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について」の様式により財産処分承認申請書（案）を作成し添付する必要があるため、事前に担当保健所企画課又は県庁医療対策課へ協議すること。
- (4) 用紙サイズは原則A4とする。拡大・縮小コピーでサイズを統一すること。ただし、設計図等A4では視認しづらい資料についてはA3も可とする。
- (5) 事業計画書の留意事項
  - ① 数値を記入する欄については、小数点以下が生じる場合は小数点以下第3位を切捨て第2位まで記入すること。
  - ② 「構造の種類」欄には、鉄筋コンクリート、ブロック等の施設構造の種類を記入すること。
  - ③ 添付書類
    - ア 補助対象面積を表す図面（平面図（寸法入りのもの））
    - イ 平面図には、整備区域内にある病室の病床数、壁芯面積、内法面積、各室の用途を記入すること。
    - ウ 事業費の算出根拠となり得る見積書

## 3 取りまとめ機関

区 分	機 関 名
松山市に所在する施設	県庁医療対策課へ直接提出
上記以外	所轄保健所→県庁医療対策課

- 4 提出期限・部数：令和5年8月18日（金）までに電子データで提出  
ただし、図面は、電子データと併せてカラー印刷で2部提出